

令和7年度出資団体監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を藤沢市監査基準に基づき執行したので、同条第9項及び第10項の規定によりその結果及び意見を次のとおり報告する。

藤沢市監査委員	中川隆
同	岸本寛之
同	石井世悟
同	友田宗也

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく出資団体監査

2 監査の対象

株式会社藤沢市興業公社の出納その他の事務の執行

3 監査の着眼点

出納その他の事務の執行は適正か

4 監査の主な実施内容

藤沢市監査基準に準拠し、関係書類の提出を求め、貸借対照表、損益計算書等の計数の突合、株主総会及び取締役会の議事録等の査閲、関係職員へのヒアリングを行い、財務数値等の比較分析を行った。また、備品、車両等の管理状況及び一部受託業務について調査を行った。

5 監査の実施期間

2025年（令和7年）10月1日から2026年（令和8年）3月27日まで

6 監査の結果

貸借対照表、損益計算書等の計数の突合、財務数値等の比較分析を行った結果、出納その他の事務の執行状況は、おおむね適正なものと認められた。また、2026年（令和8年）1月23日に、備品、車両等を抽出して現地調査した結果、おおむね適正に管理されていた。調査対象とした受託業務についても、おおむね適正に執行されていた。

7 監査委員意見

（1）資金の運用について

令和2年度以降の5年間の推移をみると、現預金が継続的に増加しており、令和6年度末の流動比率は467.9%と極めて高い水準である。将来的な設備投資等のために現預金を保有することは理解できるが、余剰資金については安全性を考慮しつつ、短期的な運用を検討するなど、資金効率の向上を検討されたい。